

令和6年9月定例会 予算特別委員会 次第 第2日

令和6年9月25日（水）

1. 議案上程（議案第69号及び第70号）

分科会委員長報告（総務、教育厚生、産業建設）

分科会委員長に対する質疑、市長に対する質疑、討論、表決

出席委員（15人）

1 番 吉 田 清 孝	2 番 古 仲 清 尚	3 番 鈴 木 元 章
4 番 安 田 健次郎	5 番 吉 田 洋 平	6 番 蓬 田 司
7 番 船 木 正 博	8 番 佐 藤 誠	9 番 畠 山 富 勝
10 番 進 藤 優 子	12 番 太 田 穰	13 番 三 浦 利 通
14 番 小 野 肇	15 番 田 井 博 之	16 番 小 松 穂 積

欠席委員（1人）

11 番 笹 川 圭 光

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	沼 田 弘 史
副 事 務 局 長	濱 野 美紀子
主 席 主 査	中 川 祐 司
主 事	菅 原 優 美

説明のため出席した者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
総 務 企 画 部 長	鈴 木 健	地域づくり推進監 兼 防 災 監	八 端 隆 公
市 民 福 祉 部 長	田 村 力	観光文化スポーツ部長	杉 本 一 也
産 業 建 設 部 長	湊 智 志	建 設 技 監	佐 藤 透

企 業 局 長	畠 山 隆 之	企 画 政 策 課 長	高 桑 淳
若 美 支 所 長	佐 藤 淳	総 務 課 長	平 塚 敦 子
危 機 管 理 課 長	三 浦 幸 樹	財 政 課 長	天 野 秀 一
税 務 課 長	佐 藤 静 代	福 祉 課 長	北 嶋 三 世
介護サービス課長	船 木 晶 子	生 活 環 境 課 長	岩 谷 一 徳
子育て健康課長	濱 野 浩 孝	観 光 課 長	木 村 高 志
文化スポーツ課長	伊勢谷 毅	農 林 水 産 課 長	夏 井 大 助
建 設 課 長	三 浦 昇	病 院 事 務 局 長	原 田 徹
会 計 管 理 者	湊 留美子	教 育 総 務 課 長	村 井 千鶴子
学 校 教 育 課 長	笹 渕 美 穂	選 管 事 務 局 長	(総務課長併任)
監 査 事 務 局 長	佐 藤 一 明	農 委 事 務 局 長	鎌 田 重 美
企業局管理課長	目 黒 一 人	ガ ス 上 下 水 道 課 長	斉 藤 清 彦
ガス上下水道課技監	小 原 良 朋		

午前 11 時 20 分 開 議

○委員長（古仲清尚） これより予算特別委員会を再開いたします。

本日、笹川圭光委員から欠席の届出がありますので報告いたします。

ここで、菅原市長から発言の申出がありますので、これを認めます。菅原市長

○市長（菅原広二） 本日の議事に入ります前に、貴重なお時間をお借りしまして、不適切な事務処理 2 件について御報告し、おわび申し上げます。

まず、養護老人ホームの入所者負担金の認定誤りについてであります。

このたび、養護老人ホームの入所者負担金について、その算定に当たり、収入として認定すべき年金生活者支援給付金を収入として認定しなかったことなどにより、令和 2 年度から本年 6 月まで、入所者負担金を過少に徴収していたことが判明しました。

過少徴収の対象者は延べ 175 名、正当な負担金との差額は約 700 万円余りとなっております。

この過少徴収に伴う差額分につきましては、国の取扱通知に基づき、本年 7 月から正当な徴収額に改めるとともに、養護老人ホーム入所者の生活状況を踏まえ、遡及しての徴収は行わないことといたしました。

今回の事案は、職員の年金生活者支援給付金制度に対する理解が不十分であったことや、収入申告について入所者等に対する十分な説明や指導がなされていなかったこと、また、関係書類の確認も不十分であったことが原因であると考えております。

いま一つは、議会の議決を経ずにスクールバスの購入に係る契約を締結していた件についてであります。

本市では、地方自治法に基づき、予定価格2,000万円以上の財産を取得する場合は、議会の議決に付すよう条例で定めておりますが、本年6月に予定価格2,374万7,900円で入札執行したスクールバス2台の購入に当たり、議会の議決を経ずに、2,090万円で売買契約を締結しておりました。

県内外で同様の事案が発生したことを踏まえ確認したところ、昨日判明したものであります。

今後の対応につきましては、本日開催される本会議において、売買契約の追認に関する議案を追加提案させていただきたいと考えております。

今回の事案の発生は、教育委員会において財産の取得に必要な手続を失念していたことに加え、契約事務を担当する市長部局においてチェックが不十分であったことが原因であると考えております。

両事案につきましては、市民をはじめ議会の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことに対し、深くおわび申し上げます。

今後、こうしたことのないよう、養護老人ホームの入所者負担金の算定に関しては事務マニュアルを作成するとともに、議会の議決の要否について契約事務の初期段階から確認するなど、チェック体制の強化・徹底により再発防止に努め、市政に対する信頼回復に取り組んでまいります。

以上であります。

○委員長（古仲清尚） 本日の議事に入ります。

議案第69号令和6年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）について及び議案第70号令和6年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）について一括して議題いたします。

この際、分科会における審査の経緯について、各分科会委員長の報告を求めることにいたします。

初めに、総務分科会委員長の報告を求めます。蓬田司委員長

○総務分科会委員長（蓬田司） それでは、総務分科会で審査いたしました議案第69号令和6年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）の条文、歳入全款、総務分科会所管に係る歳出及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、補正予算についてであります。

第1点として、市単独運行バス事業について、一つとして、委員より、各バス路線の状況について質疑があり、当局から、現在市内11路線を4事業者が運行しており、船川循環線、脇本船越循環線の「おがぐる」では、いづく男鹿店が船越地区へ移転したことを契機に、令和5年度利用者数の実績で前年比55パーセント増と大幅に伸びている。また、男鹿北線、男鹿中線及び入道崎線についても利用者が増加しており、いずれも通院、買物、さらに男鹿北線については観光需要の影響によるものと推測している。五里合線、船越線に関しては利用者数が減少しており、「おがぐる」の運行経路が重複していることが影響していると考えている。との答弁がありました。

二つとして、委員より、委託事業者選定に係る公募型プロポーザル方式の考え方について質疑があり、当局から、事業者が希望する路線の提案を基に運行管理体制、車両管理体制、乗務員の教育体制等を総合的に判断し、金額面だけではなく、より安全で、なおかつ満足度の高い事業者を選定していきたいと考えている。また、現在運行している4事業者に対し、公募型プロポーザル方式への応募の意向を確認しているが、公告後にその他の事業者が応募する可能性については承知していない。との答弁がありました。

三つとして、委員より、バス運行時の乗務員と乗客とのトラブルや事故の発生状況について質疑があり、当局から、昨年度は男鹿南線で乗客がバスから降車する際の転倒事故が1件、今年度は潟西線でバスと一般車両の接触事故が1件報告されている。いずれも負傷には至っていないものの、当該事業者への指導及び他事業者への注意喚起を行い、再発防止策を確認した。今後も引き続き安全運行の指導に努めていきたい。なお、乗務員と乗客とのトラブルは承知していない。との答弁がありました。

四つとして、委員より、不採算バス路線の財源について質疑があり、当局から、不

採算バス路線に対する財政需要を、適切に人口や面積で測定し、普通交付税に反映させることが困難であることから、不採算バス路線に関する特別交付税措置が取られており、路線バスの運行維持に要する一般財源の 80 パーセントが特別交付税措置となっており、令和 5 年度実績では 1 億 4 9 1 万 6, 0 0 0 円が措置されている。との答弁がありました。

五つとして、委員より、北部地区から船越地区へのバス路線の延伸を検討した経緯はなかったか。との質疑があり、当局から、既存のバス路線は乗り継ぎにより目的地へたどり着ける形態になっており、利便性を勘案した場合においても、限られた財源の中で効率的に持続可能なバス運行事業を行いたいと考えており、路線の延伸は検討していない。との答弁がありました。

第 2 点として、若美庁舎倉庫解体事業について、委員より、解体に際し、公共施設等総合管理計画への位置づけ、また、昨今の物価高騰の中における解体事業の実施に際する予算抑制の考え方について質疑があり、当局から、令和 4 年度の財務書類では資産老朽化比率が 62.9 パーセントとなり、年々資産の老朽化が進んでいる。市では、平成 29 年に公共施設等総合管理計画を策定し、当該倉庫も個別施設計画に盛り込み、今補正予算で対応するものである。また、合併後、財政状況が厳しい時期を経て、現在、財政調整基金では標準財政規模の 20 パーセント以上を確保し、さらに過疎地域持続的発展基金の設置によって財源が確保されたことにより、計画的に遊休施設の解体に取り組める状況となった。との答弁がありました。

第 3 点として、男鹿市斎場の使用料無償化について、委員より、昨今の厳しい財政状況の中、使用料を無償化とすることに対する財政当局の見解を伺いたい。との質疑があり、当局から、庁内でも賛否両論の意見があり、様々な議論を尽くした上で、市民サービスの一環として実施する方針となったものである。実質的に歳入は減少するが、目線を変えると歳入の減少分の費用で無償化という新たなサービスを実施するといった見方もでき、最少の経費で住民サービスの拡充を図ることにもつながる。との答弁がありました。

第 4 点として、委員より、支障木等の管理に関する予算措置の考え方について質疑があり、当局から、本補正予算は、例年以上に支障木の伐採の要望が多く寄せられたことから、市有地における危険性の高い支障木を伐採するための費用を予算措置した

ものである。今後も、危険性及び緊急性を考慮し、優先度の高い箇所から作業を進めてまいりたい。との答弁がありました。

さらに委員より、倒木や折れた枝により負傷するといった事案を踏まえ、市有地の維持管理の方針について質疑があり、当局から、市の普通財産全てを担当職員のみで見回することは現実的ではなく、建設課の道路パトロールや町内会などの協力により危険箇所の把握に努めているところであり、引き続き見回りを継続していく。との答弁がありました。

さらに委員より、市有林の売払いに関し、歳入の見込みを念頭に、徐々に処分するよう十分に検討していただきたい。との意見がありました。

第5点として、情報資産管理体制強化事業について、委員より、情報資産管理の取扱いと今後の方向性に関して質疑があり、当局から、情報資産の管理については、このたびのUSBメモリの一時紛失事案を踏まえ、マイナンバー利用事務端末だけでなく職員が使用する全ての端末とし、一元的に管理する環境整備を行うとともに、セキュリティポリシーの遵守を徹底し、情報資産管理に努めてまいりたい。との答弁がありました。

第6点として、空き家等除却費補助金について、委員より、当初の見込みを上回る補助申請を踏まえ、空き家の効率的な活用として、早期の相談なり、空き家バンクへの登録が効果的ではないか。との質疑があり、当局から、現在、市内で1,478件の空き家を確認しており、年に数回開催している空き家相談会には、相続の手続、解体、跡地利用等に関する相談が寄せられている。当市においても、まずは空き家の活用を前提とし、空き家バンクへの登録を促しているほか、空き家バンクで物件を探している方に対し、容易に希望物件を検索するアクセス方法を検討中である。との答弁がありました。

さらに委員より、所有者不明の空き家に関する固定資産税の課税状況について質疑があり、当局から、所有者不明の空き家に関しては、町内会からの情報収集や固定資産税の納付状況等から精査しているが、所有者の特定は困難な状況である。また、相続人全員が相続放棄した場合は不納欠損として処理することとなり、相続放棄により相続人がいない場合の納税義務者は、相続財産法人となり、相続財産法人化された固定資産税の税額は、令和5年度課税で59件、324万9,100円となっている。

との答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、男鹿北線スクールバス利用方法の変更について、一つとして、委員より、住民混乗の考え方と実績について質疑があり、当局から、男鹿北線スクールバスについては、入道崎線から男鹿北線へのバスの乗換えの利便性を考慮し、令和5年4月より事前登録制、事前予約制を導入し住民混乗を実施してきた。しかしながら、住民混乗開始から1年以上経過しても乗車実績がないことから、利用登録者へ理由を伺ったところ、「事前予約に不便を感じる」との意見を基に、利用者の利便性を高めるべく、本年9月2日より事前予約制を廃止した。なお、混乗可能な座席数が7席に対し、登録者数は6名であることから、予約なしでも登録者全員が同時に乗ることが可能である。との答弁がありました。

さらに委員より、どこからでも乗車できるフリー乗車の考えについて質疑があり、当局から、スクールバスとしての運行がメインであることから、学校までの計画的な運行が基本であると認識している。その上で、このたびの事前予約制の廃止後の利用状況を確認しながら、様々意見を聞く機会を設けていきたい。との答弁がありました。

さらに委員より、スクールバスへの住民混乗については、地域住民、学校関係者、保護者に対し広く周知していただくとともに、よりよい乗車方法を模索していただきたい。との意見がありました。

二つとして、委員より、美里小学校の統合が検討されている中、将来的に潟西線においても男鹿北線同様にスクールバスへの住民混乗の考えはあるか。との質疑があり、当局から、男鹿北線に関しては、船川地区までの間の乗り継ぎの解消を目的としてスクールバスへの混乗を導入した経緯があり、乗換えなしで船越地区まで乗車できる潟西線とは状況が異なると考える。また、将来的な学校統合に関することで、現時点でスクールバスへの住民混乗については具体的な考えはないが、将来的な課題としたい。との答弁がありました。

第2点として、委員より、合併特例債の借入れ、償還及び辺地対策事業債の今後の見込みについて質疑があり、当局から、合併特例債は過去2回の延長を経て令和6年度まで特例的に活用できる起債で、ハード事業の起債可能額は約88億円、令和5年度末までの借入総額は約70億円となっている。この後、小規模保育事業所、船越こ

ども園等を含めると、起債総額は約 78 億円となる見込みである。また、令和 5 年度末の起債残高は約 30 億円、地域振興基金の部分では約 1 億 2,000 万円で、これまでおよそ 15 年程度で各事業の償還を終えている。なお、今年度で合併特例債の発行が終了となるが、今後のハード事業の主たる財源は、過疎対策事業債、辺地対策事業債等を効果的に活用していきたい。との答弁がありました。

さらに委員より、合併特例債の将来負担比率への影響について質疑があり、当局から、現在、将来負担比率は 25.7 パーセントで前年度から 4 ポイント低くなり、財政的な健全度合いが高まっていると認識している。公債費は今後 10 年程度、年間約 15 億円台で推移していくと試算しており、将来負担比率に与える影響は限定的だと考えているが、当市の場合、標準財政規模を考えた場合、地方交付税に依存している度合いが非常に大きく、今夏の政府の骨太の方針からは、当面は今年度と同水準の財源が確保されると推測しているものの、国の地方財政計画に左右される部分もあることから、引き続き健全な行財政運営に注力してまいりたい。との答弁がありました。

第 3 点として、結婚支援について、委員より、結婚支援イベント等への参加が振るわない状況において、支援の入り口を広げるような新たな取組の考えはあるか。との質疑があり、当局から、現在、あきた結婚支援センターと連携し、センターへの登録の推進、入会料の全額助成を行っており、今年度は 2 名が成婚に至ったと伺っている。また、異性との会話やコミュニケーションに自信がないという声を基に、コミュニケーション講座を開催する等、婚活に向けた支援をしている。さらに、夫婦ともに 39 歳以下等の要件を満たし、当市で新生活を始める新婚世帯に対し、住居費や引っ越し費用の一部を補助する支援も行っている。しかしながら、これまでの結婚支援においては、大きな成果となっておらず、若い世代の結婚に対する意識の変化を感じていることから、若い方々の考えや意見を伺う機会を増やし、引き続きあらゆる可能性を模索し、魅力ある結婚支援を様々検討していきたい。との答弁がありました。

さらに委員より、非常に厳しい状況と理解したが、若い世代が結婚し男鹿市に住み続けることが、市の人口減少対策として有効であることから、様々知恵を絞り、結婚支援を継続していただきたい。との意見がありました。

第 4 点として、第 5 次男鹿市行政改革大綱の進捗状況について、当局から、行政改革大綱の推進に当たり、34 の取組項目のうち前年度から進展があった項目について

説明の上、男鹿市行政改革推進委員会の外部委員から「既に目標値を上回っている項目に対するさらなる目標設定の必要性」や「数値効果の算出方法に対する指標設定のアドバイス」等の意見があったことを踏まえ、引き続き行政改革大綱全体の継続的な内容改善を図ってまいりたい。との報告がありました。

この報告に対し、委員より、行政改革としてデジタル化及びペーパーレス化が加速している状況に関し、業務の効率化を鑑みると推進に賛成だが、その反面、デジタル化が加速したことにより、議論が停滞していないか、真に議論が尽くされているか、との懸念もある。このような現状も考慮した取組や環境整備を検討していただきたい。との意見がありました。

第5点として、委員より、男鹿半島地域等防災・減災対策検討委員会の進捗状況について質疑があり、当局から、検討委員会内に三つの部会があり、現在、このうちのリスク検討部会と被災者支援検討部会が進行している。特にリスク検討部会では、孤立集落の発生から自主避難に関係する項目について重点的に検討した。また、被災者支援検討部会では、災害発生直後からやや時間が経過した後の課題等の整理、さらに良好な避難所確保のための運営や広域避難等の対応について検討する予定である。なお、この検討部会での内容を踏まえた秋田県男鹿半島地域等防災・減災会議については、10月に第1回目の会議を開催する予定である。との答弁がありました。

以上で総務分科会の報告を終わります。

○委員長（古仲清尚） 次に、教育厚生分科会委員長の報告を求めます。佐藤誠委員長

○教育厚生分科会委員長（佐藤誠） 教育厚生分科会で審査いたしました市民福祉部、みなと市民病院及び教育委員会の予算及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、一般会計補正予算についてであります。

鳥糞被害撲滅作戦推進事業について、一つとして、委員より、地域住民等が自主的な清掃活動をするための高圧洗浄機などの備品の配置場所について質疑があり、当局から、利用のしやすさを考慮し、市商工会に配置する。利用の際は商工会に声をかけていただく形を想定している。との答弁がありました。

二つとして、委員より、数ある撃退方法の中から音による撃退装置の設置を選択し

た理由について質疑があり、当局から、当初は光を使った装置の話も出ていた。官民一体で組織する「鳥糞被害地域対策会議」での協議の際は、音と光の両方を採用する話もあったが、光の装置は、方向によっては飛行機や歩行者への影響が懸念されることから、今回は音による撃退装置を採用したものである。との答弁がありました。

さらに委員より、具体的にどのような音が出るのか。音量など、町なかでの使用に問題はないものか。との質疑があり、当局から、装置から流れるのはカラスの鳴き声であり、音のボリュームも通常のカラスの鳴き声と同程度である。カラス被害対策を専門としている事業者が開発した装置で、カラスにその場所が危険であると認識させるような鳴き声がスピーカーから再生される仕組みである。との答弁がありました。

三つとして、委員より、期待できる効果のほどや次年度以降の継続の可能性など、現段階での想定について質疑があり、当局から、今回はカラスの被害が大きい秋冬期に向けた対策を展開し、その現場に合った再生方法や音声パターンについて委託事業者がコンサルティングを行っていくものを想定している。対動物であることから、実際やってみなければ分からないところはあるつつも、他の自治体等での実績から、一定の効果を期待している。しかしながら、完全に寄り付かないようになるまでは相応の期間が必要とのことである。効果のほどによっては、次年度に予算化する検討と合わせて、地域の方々と一緒に取り組んでいく形を考えていきたい。との答弁がありました。

四つとして、委員より、今回の対策区域以外の地域から要望があった際の対応について質疑があり、当局から、まずはその土地の所有者や地域の方々での対応をお願いしたい。今回対策する男鹿駅前周辺地域は、何年も前から自力での対応をされてきたところだが、最近の被害は目に余るほどであり、もはや個人の手に負えないとの判断からこのたびの事業化に至ったものである。なお、今回導入予定の音声装置3台のうち、1台は持ち運び可能なポータブル式であることから、相談を受けた中で必要だと判断されるような場合は、対応していきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、市内の通所介護事業所（デイサービス）について、委員より、閉鎖が相次いでいると聞くが、事業所の状況及び利用希望者に対する施設の充足状況について質疑があり、当局から、市内の事業所数は令和6年度始めの時点で8事業所だが、

今後閉鎖を予定している事業所もあり、11月時点では5事業所と、10年前と比較し半数以下になる見込みである。閉鎖の理由としては、以前までは利用者の減少によるものだったが、近年は職員不足によるものとなっている。現在は特に船川地区の利用希望者のニーズに応え切れていない状況だと伺っており、今後も相次ぐ閉鎖によって、利用したくても利用できないという方がさらに増えるのではないかと懸念している。との答弁がありました。

さらに委員より、今後の市の対応について質疑があり、当局から、現在休止している事業所や過去に通所介護事業所を運営していた法人への状況調査や働きかけを継続して行っていきたい。との答弁がありました。

第2点として、船越こども園の園長公募について、委員より、公募状況及び選考方法について質疑があり、当局から、園長公募に際し、選考委員会を設置した。委員は、男鹿保育会から理事長、常務理事、保育士経験を有する理事の3名、市からは副市長、教育長、市民福祉部長の3名で、合わせて6名である。応募は、申込期限である8月26日までに8件あった。9月上旬に実施した書類選考による一次試験では、提出された申込書類と課題レポートについて各委員が意見書を作成し、上位4名を選考、13日に合格発表を行ったものである。この後、9月28日に面接による二次試験を実施、10月上旬には最終合格者の発表を行う予定としている。との答弁がありました。

第3点として、みなと市民病院の4月から7月までの実績及び8月までの患者数について、当局から、収支状況は、収益合計が9億3,339万8,000円で、前年度と比較し、5,924万6,000円の減収である。減収の大きな要因は、入院及び外来患者の減少である。費用合計は7億9,034万2,000円で、前年度と比較し、2,523万4,000円の増額である。これは、人件費の増額によるところが大きく、昨年的人事院勧告によるほか、今年度から新たに会計年度任用職員へ勤勉手当の支給を開始したことが影響していると考えている。この結果、経常収支及び純損益は、1億4,305万6,000円の黒字で、前年度との比較では、8,448万円の減益となるものである。8月までの患者数は、入院患者数が延べ1万3,353人で、前年度と比較し、1,814人の減少。外来患者数は延べ2万8,425人で、前年度と比較し、1,056人の減少となっている。患者数の減少は、最近の傾向として、軽度の傷病者の減少及び骨折患者の減少に伴う手術件数の減少などが要因

の一つに挙げられるが、全体的な要因としては、人口減少のほか、病院等への受診低下ではないかと考えている。今後も状況分析に努めるとともに、引き続き本地域の医療需要を注視していきたい。との報告がありました。

第4点として、小・中学校ICT機器更新計画について、当局から、ICT機器を活用した授業は令和の時代における学校のスタンダードであることから、今後も端末やネットワーク環境、学習支援ソフト等の更新を計画的に行っていくこととしている。一つとして、小中学校ICT機器等賃貸借は、令和7年9月以降の更新に向けて12月定例会に債務負担行為補正を提案する予定であり、この契約では、教員用端末、プリンター、サーバーの更新を予定している。二つとして、令和2年度に整備している校内通信ネットワークについては、授業での活用量の増加により、同時に接続する児童生徒の数によっては通信速度が不足する傾向にあることから、各校のネットワーク状況を確認しながら、今後、必要に応じ改修していく予定である。三つとして、令和元年度及び2年度に整備した児童生徒の学習用端末について、耐用年数の4年が経過することから、令和7年度当初予算に予算を計上し、更新する予定である。財源は、国の補助金を活用して各県単位で造成されている基金を活用する予定としている。との報告がありました。

第5点として、休日の中学校部活動の地域移行の進捗状況等について、当局から、令和4年12月に国からのガイドラインが示されて以降、教育委員会、文化スポーツ課及びスポーツ協会の連携による「男鹿市休日の部活動地域移行運営委員会」を組織し、令和6年2月にガイドラインを策定した後、これまで関係団体との協議を重ねてきたところである。現在の検討事項の一つとして、地域指導者への謝金額の設定と経費負担の在り方について、地域指導者には責任に見合った謝金額の設定が必要であると考えている。国では、経費は受益者負担としているが、本年8月に開催した保護者説明会では、保護者の経費負担が大きくなるとの意見をいただいたところであり、過度な負担とならないよう、公的支援も含め協議を重ねていく予定としている。今後、10月19日を初回として屋内競技を中心に試行を行い、翌年1月からは試行の成果と課題を検証し、来年度以降、可能な限り多くの部活動での実施をしたいと考えている。との報告がありました。

以上で教育厚生分科会の報告を終わります。

○委員長（古仲清尚） 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。鈴木元章委員長

○産業建設分科会委員長（鈴木元章） 産業建設分科会で審査いたしました観光文化スポーツ部、産業建設部、農業委員会及び企業局の予算及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、一般会計補正予算についてであります。

第1点として、晩秋・冬季誘客強化事業について、一つとして、委員より、入道崎灯台利活用事業について、男鹿駅伝競走大会のゴール地点を入道崎から変更した経緯に鑑み、今さらながら入道崎で各種事業を展開する意図について質疑があり、当局から、ゴール地点の変更に伴う誘客の減少については、他の施策でカバーするという説明の下、地元事業者から御理解いただいた経緯があり、これまで入道崎モニュメントや西海岸駐車場へのミニ展望台の設置など、各種施策を進めてきたほか、この後、入道崎遊歩道の整備も実施することとしている。秋田海上保安部においても、GPSの発達により灯台の役割が変遷する中、歴史的価値や観光資源という側面にスポットを当て、「入道崎灯台まつり」を開催するなど、本市と協力しながら誘客に努めている。市としては、関係機関や事業者と連携しながら、半島最先端までの誘客を図ることで、「周遊の促進と滞在時間の延伸」による「観光消費額の拡大」を目指していきたいと考えている。また、仮称「石焼フェス」は、秋田テレビを中心とした実行委員会を組織して実施するものであり、来年度以降、日本財団からさらなる支援を受けて事業を行っていくことも考えられ、今後の取組にも期待を持っている。との答弁がありました。

二つとして、委員より、本市観光の最重要課題である冬季誘客に対する今後の改善策について質疑があり、当局から、今般、JR東日本が冬季に初めて秋田県を重点販売地域に指定したことは、夏場の約4分の1にまで宿泊者が減るという本市の現状が、県内においても同様に見受けられることが背景にあるものと認識している。このような状況の中、キャンペーンと連携し、新たな体験型コンテンツ等を企画しているところであり、来年以降も冬場のリピーター獲得につなげてまいりたいと考えている。年間を通した観光客の平準化を図ることで、宿泊事業者の収入安定と雇用確保にもつな

がるといったように、観光客を迎えるためのよい循環をつくっていくことを大きな狙いとしている。伸び代のある冬季誘客に力を入れることは絶対に必要なことであり、インバウンドを含め、地域全体で冬季誘客に取り組んでまいりたい。との答弁がありました。

さらに委員より、温泉郷の活性化に関し、冬期間に市民が利用しやすくなるような支援事業の実施や、提供される食事の質の向上に向けた働きかけが必要と考えるが、どうか。との質疑があり、当局から、まずは一義的に事業者から努力していただく部分と認識している。現在、高付加価値化事業により施設改修等を進めている状況であるが、施設だけでなく、サービス自体の付加価値も高めていただくことが肝要であり、引き続き、事業者と経営課題等について意見交換しながら、市の支援方策を検討してまいりたい。との答弁がありました。

第2点として、男鹿総合観光案内所及び男鹿温泉交流会館五風に係る債務負担行為の設定について、一つとして、委員より、男鹿総合観光案内所トイレにウォシュレット機能を整備する考えについて質疑があり、当局から、市内の公衆トイレについては、便器の洋式化や手洗いの自動水洗化など、機能の充実と快適性の向上に順次取り組んでいこうとしている中で、ウォシュレット機能の整備はその後の対応になると考えており、その際はトイレの設備レベルや配置箇所のバランスなどを勘案して判断する必要があると認識している。との答弁がありました。

二つとして、委員より、男鹿温泉交流会館五風については、足湯の利活用、土産品の販売や飲食の提供、各種研修会等の誘致など、なまはげ太鼓の公演以外での施設活用策を見だし、稼ぐ施設に向けた知恵を絞っていただきたい。との意見がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、「地域活性化起業人（企業派遣型）受入れについて」の報告に対し、委員より、半年という限られた期間の中、DX施策を推進するよりも、廃校舎を利活用した取組を積極的に推進すべきと考えるが、その見解を伺う。との質疑があり、当局から、市としても、全国的に廃校を活用した特徴的な取組を展開する同社と、中・長期を見据え、共に事業展開していきたいという大きな狙いはある。しかしながら、本市においてIT活用やDX展開を推進していくためには、こういった取組が地域に

ふさわしいのか、地域の実情等を見極めていただく必要があるほか、地域に雇用を生み出すための専門分野の人材育成を進めていく必要もある。こうした状況下において、まずは目先の半年、市民のデジタルデバйд対策や市職員の研修など、D X推進計画の取組事項を加速させていくとともに、地域の事情把握や来年度以降の具体的事業展開を急ぎ検討していく考えである。国の特別交付税措置の対象となる最長3年の期間内に、廃校舎の利活用とI Tを結びつけた地域活性化の取組が展開できるよう、同社との連携を強化しながら積極的に働きかけてまいりたい。との答弁がありました。

第2点として、男鹿市トレーニングセンターの機能の変更について、当局から、サンワーク男鹿に併設されている「男鹿市トレーニングセンター」は、利用者の減少が著しく、その利用者も固定化傾向にあり、運動器具の経年劣化による故障も頻発している現状となっている。その上で、男鹿市個別施設計画や第5次行政改革大綱を勘案し、令和4年度からアンケート調査や意見交換会を実施し、施設の在り方を検討してきたところであるが、このたび、トレーニング機能については、男鹿総合体育館及び若美総合体育館へ集約し、男鹿市トレーニングセンターについては、健康教室やスポーツ教室などに活用できる施設として機能を変更したい。との報告がありました。

この報告に対し、委員より、当該施設と男鹿総合体育館は距離的にも近く、将来を見据えれば、同類の施設集約は当然進めていくべきであり、致し方ないことではあるが、集約後における各施設の財源配分の考えについて質疑があり、当局から、これまで男鹿市トレーニングセンターに要してきた運動器具の修繕や設置要望など経費については、男鹿総合体育館及び若美総合体育館にそれぞれ振り分けるという趣旨からも集約するものである。との答弁がありました。

第3点として、「令和6年産米のJ A概算金について」の報告に対し、委員より、大幅な増額となった背景と、今後における米価の見通しについて質疑があり、当局から、毎年10万トンずつ米の需要が減少している現状において、作付面積の目安を提示し、備蓄米を含め、ぎりぎりのラインで作付していることに加え、災害に対する備えやインバウンド消費などが影響し、急激に需要が増加したことが要因として挙げられる。また、国において、備蓄米を放出しなかったことも影響し、需要に対して供給が追いつかず、結果的に価格が上昇したという分析をしているところである。今後は、毎年10万トンずつの需要の減少以上に、農家廃業による作付面積の減少が加速化し

ていくことが予想され、減少していく需要をさらに上回る勢いで供給が減少していくのではないかと懸念しているところである。これにより、米価は下がらないことが予想されるが、消費者においては農業資材などの経費が高止まりする中、持続可能な米の生産、食料の供給という趣旨をぜひとも理解いただきたい。との答弁がありました。

第4点として、男鹿市農業振興ビジョンについて、委員より、特に圃場整備の状況など、ビジョン達成に向けた進捗状況について質疑があり、当局から、令和7年度までに圃場整備実施地区数を一つ増やすという目標の下、昨年度から「ほ場整備推進チーム」を立ち上げ、基盤整備を促進する体制を強化してきたところである。今般、ようやく脇本本村地区の所有者から本同意をいただき、来年度の事業採択に向け一歩前進したところである。加えて、脇本他地区においても新たに同様の動きがあることから、今後さらに農地の集積・集約を加速化させてまいりたい。また、50億円を目指す農業産出額については、多くの作物で豊作が見込まれることに加え、産地づくりの要因ではないものの、米の概算金が約3割増額されたことを踏まえ、今年度の結果に期待しているところである。農業振興ビジョンの達成に当たっては、様々な不確定要素もあることから、その都度その都度、目標数値に対する実績を検証しながら、令和9年度の計画期間に向けて鋭意努力してまいりたい。との答弁がありました。

さらに委員より、資材や燃料、機械・建築費等の高騰に加え、金利も上昇してきている中、規模拡大の意欲はあるものの、設備投資に踏み切れない農家の現状が、ここに来て喫緊の課題となっている。この後、特に意欲のある若者がいる法人・経営体については、従来以上に配慮しながら資金面での支援をしていかなければならないと考えるが、市の見解を伺う。との質疑があり、当局から、これまでも様々な事業や資金等を用意しサポートしてきたつもりではあるが、引き続き、意欲的な農業者については、豊作等のよい流れが継続できるよう最優先で支援していく。との答弁がありました。

第5点として、男鹿市水産業振興ビジョン策定事業について、当局から、これまでに第1回ビジョン策定委員会を開催しており、有識者である大学教授をはじめ、関係機関、また、漁業・水産業以外からも幅広く委員を選定し、積極的な意見、提言等をいただいているところである。この後、来年2月をめどに成案を取りまとめ、議会へ提示した後、ホームページ等での公表、市内全戸への概要版の配布を予定している。

との報告がありました。

この報告に対し、委員より、移住者への環境整備、スマート漁業の推進、海藻・藻場の保全、Jブルークレジットの導入や、洋上風力発電事業との共生など、個別事業の取組方法について質疑があり、当局から、現在市で実施している事業、また、今後県が検討している事業を含め、様々な意見をいただきながら、この策定委員会の協議の場で議論していただき、市として今後の取組の方向性という大きなビジョンをつくっていくことを目的としているものであり、御理解いただきたい。との答弁がありました。

第6点として、各種道路における環境整備について、一つとして、委員より、購入費用を市が支援することも含め、地域の中で比較的大きい農家が所有する農業用機械を活用した、地域が維持管理を担っていく草刈りの仕組みづくり、また、大潟村で採用している土地改良区の活用策も研究すべきでないか。との質疑があり、当局から、県道では、農家というくくりでなく、地域の道路を地域できれいにしたいと希望する自治会等を対象に「道路ふれあい美化事業」を実施しており、百川地区などが県とパートナーシップを結びながら草刈り作業を実施している。また、市道においても、男鹿中地区の一部で、地域の生活道路は地域住民で実施している事例もある。現在、地域が主体となって環境整備に参加できるような制度づくりを模索しているところであり、自治会や団体等が積極的に手を上げるような仕組みを研究してまいりたい。なお、土地改良区については、農道の維持管理を担っているが、市道等については人手や財源など先方の事情もあることから、内部で検討しながら必要に応じて働きかけてまいりたい。との答弁がありました。

二つとして、委員より、草刈り及び除雪対応について、業者委託中心の手法ではなく、市が作業効率のよい大型重機等を購入し、対応していくという手法を検討すべきでないか。との質疑があり、当局から、運用の仕方等を含め、現在、鋭意検討しているところである。との答弁がありました。

以上で産業建設分科会の報告を終わります。

○委員長（古仲清尚） 暫時休憩いたします。

午後 0時20分 休 憩

午後 0時20分 再 開

○委員長（古仲清尚） 会議を再開いたします。

これより各分科会委員長に対する質疑を認めます。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（古仲清尚） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。

議案第69号及び議案第70号を一括して採決いたします。本2件を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（古仲清尚） 御異議なしと認めます。よって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員長報告については、当席に御一任願いたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（古仲清尚） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 0時21分 閉 会